

じょうれい がいよう 条例の概要



たいしょう 対象とするコミュニケーション手段 しゅだん

手話、点字、要約筆記、触手話、指点字、筆談、代筆、代読、平易な表現、表情、身振り、手振り、
じつぶつまたえずていじきき 実物又は絵図の提示、ICT機器（タブレット、スマートフォン）など

きほんりねん 基本理念

- ・障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、「障害者の自立及び社会参加のためには社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮が重要である」との認識の下に行うこと。
- ・障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、「全ての障害者の意思疎通や情報の取得のための手段についての選択の機会の確保などが重要である」との認識の下に行うこと。

せきむ 責務

○県の責務

総合的な施策を策定し、実施するものとする。

○県民の責務

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する理解を深め、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

○事業者の責務

事業活動を行うに当たって、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために必要な配慮をし、県及び市町村が実施する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

きほんしざく 基本施策

○学校教育の分野における利用の促進

○県民に対する啓発活動

○県民及び事業者が行う活動への支援

○意思疎通支援者等の養成

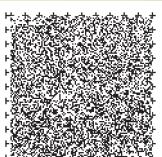
○県政等に関する情報の取得の円滑化

○災害時等における連絡体制の整備



しこうび 施行日

令和4(2022)年4月1日



とあさき 問い合わせ先

【全般】

とちぎけんほけんふくしぶしょうがいふくしか
栃木県保健福祉部障害福祉課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話 028-623-3139

ファックス 028-623-3052

E-mail : syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

【ICT支援（視聴覚障害者など）】

とちぎけんしょうがいしゃ

栃木県障害者ICTサポートセンター

電話 028-612-5213

ファックス 028-627-6880

いちご一大会 とちぎ大会

第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



おんせい ▲音声コード

※このチラシは、障害者就労支援事業所からの優先調達により印刷しています。